

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる、
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられました。この引上げ分の
の税収については、社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）やその他の社会保障施策に要
する経費に充てられるとともに、その用途について明確化することとなっております。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 44,985千円

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,555,176千円

(単位:千円)

事業名	平成27年度 当初予算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障がい者福祉事業	309,150	252,520		871	2,587	53,172
	高齢者福祉事業	100,995	521	1,500	10,279	4,115	84,580
	児童福祉事業	317,556	131,835		46,367	6,465	132,889
	母子福祉事業	8,400		4,200		195	4,005
	小 計	736,101	384,876	5,700	57,517	13,362	274,646
社会保険	国民健康保険事業	119,538	53,476			3,065	62,997
	介護保険事業	252,704	24,094			10,605	218,005
	後期高齢者医療事業	224,276	47,280			8,211	168,785
	小 計	596,518	124,850	0	0	21,881	449,787
保健衛生	健康づくり推進事業	38,444	2,008		10,546	1,201	24,689
	疾病予防対策事業	30,156				1,399	28,757
	母子保健事業	6,300				292	6,008
	医療施策事業	147,657				6,850	140,807
	小 計	222,557	2,008	0	10,546	9,742	200,261
合 計	1,555,176	511,734	5,700	68,063	44,985	924,694	

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金（平成27年度当初予算）の17分の7に
相当する額としています。

※事務費及び人件費は、事業費（予算額）から除外しています。